

## 改正労働者派遣法が成立 派遣労働を助長

『東京新聞』 2015年9月11日 夕刊

働く人を交代させれば企業が派遣労働者を使い続けられるようにする改正労働者派遣法は十一日午後、衆院本会議で採決され、自民、公明両党などの賛成多数で可決、成立した。改正法は正社員より賃金が低く、雇い止めしやすい「派遣」の働き方を助長する恐れがある。三十日から施行されるが周知期間が短いため、現場に混乱が起きる可能性も指摘されている。



施行は当初九月一日だったが参院で修正され、衆院に再び送られ採決した。

改正法は、現在最長三年となっている同じ職場で派遣労働者を受け入れる期間の制限を事実上なくす。企業は労働組合の意見を聞けば、同じ職場でも人を入れ替えて派遣を使い続けることが可能になる。契約更新すれば期間制限のなかった通訳など専門性のある「二十六業務」は業務区分をなくし、最長三年までしか同じ職場で働けなくなる。

一部届け出制を認めていた派遣事業は、すべて許可制に切り替える。派遣会社に、勤務が三年を迎えた人の受け入れ企業への直接雇用の依頼や、別の派遣先の紹介など雇用安定策を義務付けるが、実効性は疑問視されている。

厚生労働省は、施行までに必要な政省令の改正や意見公募(パブリックコメント)、関係者への周知を進めるが、準備期間は三週間もない。周知不足による現場の混乱が派遣労働者らの間で懸念されている。

政府は改正法を昨年の通常国会にも提出した。しかし、野党から批判を受けたほか、条文の罰則に誤りが見つかり廃案となった。昨年秋の臨時国会にも提出したが、衆院解散で再び廃案になり、今国会が三回目の提出となった。(我那覇圭)